

ベトナムの **リスク** を知る



(2) 個人情報保護政令に関する留意点

ベトナムで2023年7月1日に施行された個人情報保護政令(以下、PDPDという)は、同国初の包括的な個人情報保護に関する法令となった。その内容は、タイやインドネシアなどの同種法令と同様、国際的な個人情報保護の考え方をおおむね踏襲したものとなっているが、一部に注意を要する独自の内容も含まれている。12月1日にはPDPD違反に対する罰則を定める別の政令(CASD)が施行される可能性があることから、本稿ではPDPDの主要なポイントと留意が必要な点について解説する。

ベトナム国内外の事業者に適用されるPDPDは、欧州連合(EU)の一般データ保護規則(GDPR)を参照しており、GDPRと同様の次のような規定が盛り込まれた。

1. 個人データ処理の目的・手段を決める「管理者」と、管理者との契約に基づき処理する「処理者」に区分してデータ保護義務を規定。いずれも個人データの安全管理体制を構築しなければならない。
2. 個人データを「基本」と「センシティブ」に分け、センシティブ個人データに関しては担当部署・責任者の任命・報告など追加義務を規定。
3. 個人データの処理にあたっては、データ主体(本人)から明示的・具体的・能動的な同意を事前取得しなければならない。
4. データ主体の権利を明記。処理の制限・開示・削除の権利、同意撤回権、データポータビリティ権等がある。一部の権利は要求から72時間以内に対応しなければならない。
5. データの処理やベトナム国民の個人データの域外移転を行う場合は、それぞれデータ処理影響評価やデータ移転影響評価を行い、必要書類を当局に提出しなければならない。
6. 法令違反があった場合、当局に72時間以内に報告しなければならない。

表：個人情報保護政令(PDPD)関連の主要法令

法令	施行	内容
サイバーセキュリティ法 24/2018/QH14	2019/1/1	オンラインサービス事業者にベトナム国内でのデータ保存等の規制を規定。 上記のデータ保存義務に関して以下を規定。
同政令に関する施行細則を定めた政令 53/2022/ND-CP	2022/10/1	義務を負う国内企業の要件 義務を負う国外企業の要件 義務の対象となるデータの範囲
個人情報保護政令(PDPD) 13/2023/ND-CP	2023/7/1	業種を問わず個人情報を取り扱う組織・個人を対象に個人情報保護のための規制を規定。
同政令に関する行政処分を定める政令(CASD)	(未公布)	PDPD違反時の罰則・処分についての規定が盛り込まれる予定。 *PDPD以外の法令に関する罰則も含む。

出所：現地公表資料をもとにタイ東京海上作成

ここで、日本など他国の法令と比べ、以下は特徴的な点であり、留意が必要である。

- ・リスクが小さい場合などの適用除外規定がなく、全事業者が影響評価等の義務を負うと考えられる。

- ・センシティブ個人データに位置情報や金融機関等の口座情報が含まれる。
 - ・同意取得について黙示の同意は認められない。取得義務の例外も緊急事態や法令対応等に限定される。
 - ・域外移転の義務はベトナム国民を対象とし、外国人の情報には適用されないと考えられる。
- なお、PDPDを管轄する当局は、公安省サイバーセキュリティ・ハイテク犯罪防止局である。

企業のリスクと必要な対応

PDPD違反時の罰則を定めるCASDは未公布であり今後変更される可能性はあるが、草案では度重なる違反やベトナム人500万人以上の個人データの漏洩・紛失・違法な域外移転といった深刻な違反があった場合に、最大で事業者の収益の5%の罰金を科すとしている。また、営業許可の取り消しやデータ処理の停止等の処分が科される場合がある。

PDPDはすでに施行済みである上、CASDが12月に発効する可能性がある。これらがどの程度厳格に取り締まれるかは不透明ながら、例えば、東南アジアで脅威が増大しているサイバー攻撃により個人データの大規模漏洩があった場合、罰金や処分を受け、企業のブランドイメージが大きく毀損するおそれがある。

今年4月のPDPD公布以降、ベトナムの日系企業では順次、以下のような法令対応が進んでいるものと思われるが、完了していない場合は取り組みを急ぐ必要がある。ベトナム人の個人情報を日本等で移転して処理している場合は移転先での対応も必要である。

1. プライバシーポリシーの点検。PDPDが定める事項をデータ主体に通知できる内容になっていない場合は是正する。
 2. 同意取得プロセスの点検。PDPDが定める有効な同意取得となっているか検証する。
 3. 影響評価書類の作成。事業における個人データの所在・処理を把握し、公表された様式に沿って処理影響評価、移転影響評価を行い、当局に提出する。
 4. 安全管理体制の点検。PDPDに沿って担当部門・責任者の任命や技術的管理策の導入、規程・マニュアルの見直し等を進める。
 5. 対応フローの整備。特に、データ主体からの要求への対応と違反発生時の対応の要領を確立し、対応期限を満たせるかスピードも検証する。
- なお、本稿では解説を簡略化した部分が多いため、対応にあたっては法律事務所等の助言を得ることを推奨する。

<筆者>

東京海上ベトナム

1996年、外資系保険会社として初めてベトナム現地法人を設立。ベトナムで1,100社を超える日系企業様を中心に保険・サービスを提供。過去の発信情報やジャパンデスクの詳細は、次のURLをご確認ください。<<http://bvm.timevn.com/ja/service-jp.html>>

(記事執筆：タイ東京海上 シニアリスクコンサルタント 城野崇)